

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 76 号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（昭和 46 年岩手県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の申請)</p> <p>第 18 条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第 18 条 前条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県の区域(盛岡市の区域を除く。第 23 条第 1 項第 5 号において同じ。) 内において営業を行う営業所の名称及び所在地</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。